

1 愛媛県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 前計画策定の経緯

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正児童福祉法」という。）では、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者支援に努める一方、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親やファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を推進し、また、当該養育環境が適当でないこどもには、できる限り良好な家庭的環境を確保しなければならないこととされました（家庭養育優先原則）。

また、平成28年改正児童福祉法の理念を具現化するため、平成29年8月に国において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、「家庭養育優先原則」の実現に向け、就学前のこどもは原則として施設への新規措置入所を停止した上で、里親等委託率について、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前のこどもについては概ね7年以内に75%以上、学童期以降は概ね10年以内を目途に50%以上を実現するとされるとともに、家庭復帰が困難なこどもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障としての特別養子縁組を推進し、年間1,000人以上の成立を目指すこととされました。

これを受け、本県では、令和2年3月に国の示す方向性や本県の現状を踏まえた上で、家庭養育優先原則を念頭に、こども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制を整備することを基本方針として、代替養育を必要とするこども数の見込みを基に里親等委託率の目標を設定し、県内の社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「愛媛県社会的養育推進計画」を策定したところです。

(2) 新たな計画策定の趣旨

全国の里親等委託率は令和3年度末時点で3歳未満 25.3%、3歳以上の就学前 30.9%、学童期以降 21.7%、合計 23.5%に、特別養子縁組成立件数は令和4年中では580件にとどまっております。より一層の取組みの推進が求められています。

また、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、一時保護や里親・ファミリーホーム等への措置のほか、児童相談所及び市区町村による在宅での養育支援を格段に強化する必要があることから、令和4年に児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）が成立し、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することとされました。

令和4年改正児童福祉法では、市区町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置や子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の創設などのほか、児童相談所等によるこどもへの処遇や支援の質の向上に向けた親子関係再構築支援事業や、困難を抱える妊産婦等を対象とした妊産婦等生活援助事業の創設、包括的な里親養育支援を行う里親支援センターの児童福祉施設への位置付け、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、こどもの権利擁護に係る環境整備などが盛り込まれたところです。

このような背景を踏まえ、こどもの最善の利益を実現するためには、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントをより一層徹底する必要があることから、前計画を児童相談所や市町、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化及び体制整備の計画へと抜本的に見直しするとともに、今後の代替養育を必要とするこども数の見込みを算出し、里親等委託率の目標値を新たに設定しました。

(3) 基本的考え方

本県では、前計画に基づき、こどもの安全確保その他の相談援助を行う児童相談所や市町のこども家庭相談などの支援体制の充実・強化を図るとともに、代替養育を必要とする場合には、こども一人ひとりのニーズを十分にアセスメントした上で、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託のほか、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を、また、「家庭と同様の養育環境」では養育困難なこどもなど、施設での養育が必要なこどもには、「できる限り良好な家庭的環境」が提供できるよう、施設の小規模化・地域分散化を後押ししてきました。

このような中、本県の里親等委託率は、令和5年度末時点で、3歳未満 29.6% (72.0%)、3歳以上の就学前 38.8% (77.0%)、学童期以降 29.4% (33.3%)、合計 30.5% (42.0%) と順調に進捗してきたところですが、里親等委託の検討に当たって、実親の同意が得られない、こどもの特性等に対応できる里親がないなどの課題もあり、一層の取組みが必要な状況にあります（注：括弧内数値は前計画における令和11年度末時点の里親等委託率の目標値）。

なお、代替養育においてどのような養育環境が適するかはこども一人ひとり異なり、こどもの最善の利益を実現する観点から、適切な相談援助活動の結果がそのこどもにとって最良の養育環境となるようにしていくことが重要です。

このため、本県では、引き続き、前計画の基本的考え方をベースとして、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントをより一層徹底していくため、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、児童相談所や市町、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化及び体制整備を計画的に推進します。

前計画の基本的考え方

社会的養育において優先的に考慮すべきは、こどもの最善の利益であることを共通認識とし、こどもの安全確保を最優先とした上で、永続的で安定した家庭での養育を保障するため、家庭支援等の取組みを推進します。

また、代替養育が必要な場合については、必要に応じてパーマネンシー保障としての特別養子縁組を検討するほか、里親やファミリーホーム、施設、市町等の関係機関の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、こども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備を「オール愛媛」で推進します。

(4) 全体像

本計画は、「新しい社会的養育ビジョン」を基に、令和4年改正児童福祉法の内容を反映した次の項目について定めます。

- ① 愛媛県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- ③ 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- ⑥ 一時保護改革に向けた取組
- ⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑫ 障害児入所施設における支援

(5) 計画の期間

この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

(6) 計画の評価

計画の進捗について、毎年度、評価のための指標（60項目）等により自己点検・評価を実施するとともに、明らかとなった課題等を踏まえて速やかに取組みの見直しを行うなど、適切にPDCAサイクルを運用していきます。

(7) 他の計画との関係

本計画は、本県の最上位計画である「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」を補完する、社会的養育を対象とした施策に関する個別計画とします。

また、こども基本法に基づく自治体こども計画である「愛媛県こども計画」に本計画の内容を反映しており、本計画は「愛媛県こども計画」の一部を構成する個別計画とします。

さらに、「愛媛県こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「愛媛県子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定しており、同事業計画における児童虐待防止対策及び社会的養育の充実に係る取組みについて、本計画の内容と整合するものとなります。

加えて、市町の家庭支援事業等の整備に関して、市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の量の見込み及び確保方策は本計画にも盛り込んでいます。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

令和4年改正児童福祉法により、児童相談所における施設入所等の措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置が義務化されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。

こどもの実質的な意見表明権を保障するためには、こどもの意見表明機会を確保するのみならず、意見形成や意見表出を支援する仕組みを合わせて構築することのほか、児童相談所など社会的養護に関わる関係機関の職員や子ども自身に対し、こどもの権利や権利擁護の仕組みについての理解醸成を図ることが重要です。

主な取組内容

(1) 子どもへの意見聴取、十分な説明

施設入所等の措置や一時保護の決定時等においては、こどもの意見を聴取し、その意向をできるだけ反映させるとともに、方針決定理由や今後の見通しについて、年齢や状態に応じた丁寧な説明に努めます。また、こどもの最善の利益のために、意向に沿えない場合には、その理由を十分に説明し、納得が得られるよう尽力します。

(2) こどもの権利を代弁する方策

こどもの権利を代弁するため、児童相談所や施設等の職員ではない独立性のある意見表明等支援員の養成・確保に取り組むとともに、こどもが利用を希望したときに速やかに対応できるよう体制整備に取り組めます。また、施設入所等の措置や一時保護の決定等及びこれらの措置の実施中における処遇に関して、愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会を活用したこどもの権利擁護の仕組みが有効に機能するよう努めます。

(3) こどもの権利やこどもの権利擁護の仕組みに関する理解醸成

こどもが自ら声を上げられるようにするためには、こどもに対し、こども自身が有している権利や権利擁護の仕組み、その利用方法を十分に理解してもらうことが不可欠であることから、多様なアクセス方法の確保を含め、こどもへの丁寧な説明に努めます。また、児童相談所や施設、里親など、こどもにとって身近な存在である関係機関・関係者においても、こどもの意見表明支援に係る取組みがこどもの最善の利益に直結する基盤として、意義や内容を十分に理解してもらうことが極めて重要であることから、こどもの権利擁護に関する研修の開催やその他の研修機会を活用した周知啓発に取り組めます。

取組の現状と資源の整備方針

● こどもの意見を反映する仕組みの整備

本計画の策定に当たり、代替養育を受けているこどもや社会的養護経験者等の意見を酌み取るため、アンケート調査を実施しました。

令和6年9月から10月にかけて、児童養護施設、養育里親及びファミリーホームに措置されている小学校4年生以上のこども332人（児童養護施設225人、養育里親61人、ファミリーホーム46人）、自立援助ホーム等での児童自立生活援助事業による援助を受けているこども等35人のほか、一時保護所に在所中のこどもを対象に実施しました。アンケートの回答は、Webアンケートを活用し（一時保護所のこどもは記入した後に自ら封をして提出する方法）、意見を表明しやすいよう匿名としました。こども等へのアンケート結果については、その一部を本計画中に「こどもの意見」として記載しています。

また、社会的養護経験者については、令和6年11月に児童養護施設等の施設及び里親家庭での生活を経験した措置解除から5年以内であって18歳以上の者101人を対象にWebアンケートを実施しました。質問項目は、アドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアの4つの局面における、自身の体験に基づく具体的な課題及び改善点を中心に質問を行いました。社会的養護経験者へのアンケート結果については、その一部を本計画中に「若者の意見」として記載しています。

今後、本計画の見直しや社会的養育施策を策定する際には、代替養育を受けている子ども又は社会的養育経験者へ意見を求めるとともに、必要に応じてこれらの者に幅広くアンケート調査やヒアリングを実施します。

● 社会的養護に関わる関係職員及び子どもに対する周知啓発

これまで児童相談所職員や社会的養護に関わる施設職員における子どもの権利や子どもアドボカシー等の理解醸成を図るため、外部講師による研修会を開催してきました。

【研修開催状況】

開催時期	講師	内容	受講者数
令和5年8月	子どもアドボカシー学会 会長 堀 正嗣 氏	○子どもアドボカシーの基本認識 ~意義・実践・制度~	児童相談所、ファミリーホーム、自立援助ホーム、母子生活支援施設等の職員 計36名
令和6年7月	奈良市子どもセンター 弁護士 浦 弘文 氏	○児童相談所職員に求められるアドボカシーの役割 ○奈良市子どもセンターの取組み	児童相談所職員（所長、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等） 計68名

児童相談所における子どもの援助方針の決定は今後の子どもの養育環境に大きな影響を与えるものですが、アンケート結果からは、子どもの年齢や発達の程度に応じた十分な説明や意見・意向の汲み取りが十分でない状況が見受けられます。

子ども・若者の意見

★ こどもの意見

(問) 今の施設・里親家庭、一時保護所で生活することとなったとき、児童相談所の職員に自身の意見や気持ちを十分に伝えることができたか。

選択肢	回答数	割合
はい	99人	39.9%
いいえ	38人	15.3%
分からない	111人	44.8%
計	248人	100%

割合の分母はアンケートの全回答数248人として算出。

(問) 普段の生活の中で、気持ちを聞いてくれる人はいるか。

選択肢	回答数	割合
はい	174人	70.2%
いいえ	25人	10.1%
分からない	49人	19.7%
計	248人	100%

(更問) 気持ちを聞いてくれる人は誰か。(複数回答)

選択肢	回答数	割合
施設の職員	113人	64.9%
友だち	107人	61.5%
学校の先生	71人	40.8%
家族・親せき	65人	37.4%
児童相談所の職員	47人	27.0%
里親	24人	13.8%
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど	9人	5.2%
その他	5人	2.9%

★ 若者の意見

(問) 一時保護や施設・里親家庭で生活することとなった当時、児童相談所の職員から理由を説明されたか。

選択肢	回答数	割合
はい	22人	51.2%
いいえ	5人	11.6%
覚えていない	14人	32.6%
分からない	2人	4.6%
計	43人	100%

割合の分母はアンケートの全回答数43人として算出。

(問) 施設・里親家庭での生活について説明を受けたり、見学したりする機会はあったか。

選択肢	回答数	割合
はい	20人	46.5%
いいえ	6人	14.0%
覚えていない	15人	34.9%
分からない	1人	2.3%
未回答	1人	2.3%
計	43人	100%

(問) 施設や里親家庭で生活することとなったとき、児童相談所の職員に自身の意見や気持ちを十分に伝えることができたか。

選択肢	回答数	割合
はい	20人	46.5%
いいえ	9人	20.9%
覚えていない	9人	20.9%
分からない	5人	11.7%
計	43人	100%

こどもの最善の利益を実現するためには、こどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもの年齢や発達に応じて意見表明を支援する仕組みが必要です。

このため、こどもの意見を十分に汲み取るための意見表明等支援事業の導入を検討することとし、児童相談所職員や各施設職員を対象に、こどもの権利擁護とアドボカシー、こどもの権利擁護手法等に関する先進自治体の実践例などを学ぶ研修を実施します。

一方、児童相談所が支援することも自身に対するこどもの権利や権利擁護手段等の説明は、これまで各施設に委ねており、こどもが声を上げやすい環境が十分に整備されている状況とは言い難いことから、意見表明等支援事業の導入に当たり、こどもに対するこどもの権利等に関する説明機会の充実を図ります。

<社会的養護に関わる関係職員に対する研修等の年次計画>

対象者	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所職員※1	1回	1回	1回	1回	1回
【受講者数】	25人	25人	25人	25人	25人
社会的養護関係施設※2 (全体研修会)	1回	－	1回	－	1回
【受講者数】	80人	－	80人	－	80人
里親・ファミリーホーム※3	各地区1回	各地区1回	各地区1回	各地区1回	各地区1回
【受講者数】	117人	127人	137人	147人	157人

※1) 児童福祉司任用前研修(児童福祉司任用資格認定研修と合同開催)による。

※2) 愛媛児童福祉連合会主催の研修会の場などを活用。

※3) 各地区里親会総会や里親サロンの場を活用。里親会総会への近年の出席率を踏まえ、里親世帯数の見込み(P46)の3割を見込む。

<こども自身に対する啓発説明会等の年次計画>

対象者	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童養護施設(分園含む)※1	17回	17回	17回	17回	17回
【受講者数】	242人	221人	199人	168人	147人
乳児院※1	2回	2回	2回	2回	2回
【受講者数】	7人	5人	5人	4人	4人
ファミリーホーム※1	18回	18回	18回	18回	18回
【受講者数】	43人	42人	41人	40人	40人
児童自立支援施設※2	1回	1回	1回	1回	1回
【受講者数】	13人	13人	13人	13人	13人
里親	里親支援センターの家庭訪問を通じて説明				

※1) 各施設へ意見表明等支援員が訪問してこどもへの説明会等を実施することを想定(年1回)。受講者数は代替養育を必要とするこども数の見込み(P51)を基に、受講率を乳児院9割、その他8割として設定。ただし、対象は3歳児以上に限る。

※2) 施設へ意見表明等支援員が訪問してこどもへの説明会等を実施することを想定(年1回)。受講者数は令和5年度平均入所こども数による。

● 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合

本県では現在、意見表明等支援事業により意見表明等支援員が訪問活動を行っている施設や里親・ファミリーホーム、一時保護所はありません。

児童養護施設等の施設や一時保護所においては、意見箱の設置やこども会の開催など既にこどもの権利擁護の取組みが行われていますが、こどもへのアンケート結果からは、日々の生活を送る上で様々な意見や希望があることが分かりました。

このような意見や希望を持つこどもの中には、施設や児童相談所の職員に気を遣い、本音を話していない可能性があり、それらの組織から独立した立場の意見表明等支援員の役割が重要です。

子ども・若者の意見

★ こどもの意見

(問) 今の生活を良くするために、して欲しいと思うことはどんなことか。(自由記述)

意見(抜粋)
・ 親にもっと会いたい、友達ともっと遊びたい、おでかけにいっぱい行きたい。
・ スマホやタブレット、ゲームを持たせてほしい。
・ ルールのばらつきが多い。スマホが使える・使えない、門限が遅い・早い、習い事ができる・できないなど近くの施設でも違う。また、同じ施設でもホームが違うだけでルールの違いが出る。
・ 普通の家庭と同じような環境を作ってほしい。
・ 夏休みや冬休みの外泊の日数を増やしてほしい。
・ 障がい(特に精神発達障害)のことをもっと多くの職員に知ってほしい。
・ 相談しやすい環境を作って欲しい。
・ こどもの意見に耳を傾け真剣に向き合った上で考えてほしい。

漢字とひらがなの置き換え以外、回答された原文のまま記載しています。

今後、意見表明等支援事業の導入に当たっては、児童養護施設等の施設やファミリーホーム等で生活している子どもを対象に先行実施し、課題等を整理・検討した上で、令和8年度から乳児院や里親家庭へ順次拡大させていくこととします。

<意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合の年次計画>

対象施設等	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童養護施設	303人	277人	249人	218人	184人
ファミリーホーム	54人	53人	52人	51人	50人
乳児院	0人	19人	16人	13人	9人
里親	0人	121人	142人	166人	193人
合計	357人 /481人	470人 /470人	459人 /459人	448人 /448人	436人 /436人
割合	74.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注)・各年度の代替養育を必要とするこども数の見込み(P51)による。

・児童心理治療施設や児童自立支援施設、一時保護所に入所中のこどもについては、令和7年度から意見表明支援事業が利用可能となるよう体制整備を目指す。

● 代替養育を受けているこどもの権利擁護に関する取組に係る確認体制の整備

本県の社会的養護(施設・里親家庭、一時保護所)において、どの程度こどもの権利擁護が実現されているかについて、こどもへのアンケート調査から現状を把握しました。

6割超のこどもが日頃から気持ちや意見を概ね聞いてもらっていると回答していますが、その意見が大切にされていると感じている、意見がどのように取り扱われるのか理解していると回答したこどもが半数に満たない結果となっています。

こども・若者の意見

★ こどもの意見

項目	回答	回答数（割合）
日頃から意見を表明できるこどもの割合	気持ちや意見を「たくさん聞いてもらえている」「少し聞いてもらえている」こどもの人数	160人/248人 (64.5%)
日頃から意見を大切に扱われていると感じるこどもの割合	気持ちや意見が「大切にされている」こどもの人数	110人/248人 (44.4%)
日頃から意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合	伝えた気持ちや意見の対応方針を「説明されている」こどもの人数	111人/248人 (44.8%)

今後、毎年度、一時保護所や里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の入所児童のほか、施設職員等のケア提供者や意見表明等支援員に対しアンケート調査を実施し、意見表明等支援事業を含むこどもの権利擁護に関する取組みの評価及び検証を通じて、こどもの権利擁護環境の改善・発展につながるようPDCAサイクルを運用していきます。

なお、こどもを対象としたアンケート調査においては、次の評価項目を含むものとします。

アウトカム	ストラクチャー	プロセス
・意見表明等支援事業の利用（同事業を利用したことのあつこどもの割合）	・対象施設等の確保（意見表明等支援事業を利用できるこどもの人数、同事業を利用できるこどものカバー率）	・こどもの権利に関する理解度
・こどもの満足度（意見表明等支援事業を利用することで意見を表明できたこどもの割合、意見が大切に扱われたと感じるこどもの割合、意見表明後の対応について説明を受けたこどもの割合、意見表明等支援員に意見を言えて良かったと感じるこどもの割合）		・こどもの認知度（意見表明等支援事業を認知しているこどもの割合）
・権利擁護の実現（日頃から意見を表明できるこどもの割合、日頃から意見を大切に扱われたと感じるこどもの割合、日頃から意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合）		・こどものアクセス（意見表明等支援事業を利用しやすいと感じるこどもの割合）

（出典）令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究（報告書全体版）」（NTTデータ経営研究所）

● こどもの権利擁護機関の設置及び運営体制

本県では児童相談所による施設入所等措置や一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見に関し、愛媛県社会福祉審議会児童福

祉分科会措置専門部会において、当該意見の内容を調査・審議し、関係機関へ意見具申を行う体制を整備しています。

子どもからの意見表明の申し出については、部会事務局（愛媛県子育て支援課）において受付しており、連絡窓口については県ホームページ上で電話番号やメールアドレスを案内しているほか、各施設に連絡用の料金受取人払ハガキ（プライバシー保護シール付）を配備しています。

なお、意見表明等支援事業の導入後は、意見表明等支援員が施設等への定期的又は要請に応じて訪問した上で、子どもとの面談を通じて意見・意向を把握し、その対応に関して関係機関と連絡調整を図るほか、子どもの意向を踏まえて部会へ諮問する体制を整備します。

評価のための指標

通番	指 標
1	社会的養護に関わる関係職員及び代替養育を受けている子どもに対する子どもの権利擁護に関する研修会等の実施回数・受講者数
2	意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合）
3	代替養育を受けている子どもの認知度（意見表明等支援事業を認知している子どもの割合）、アクセス（意見表明等支援事業を利用しやすいと感じる子どもの割合）、満足度（意見表明等支援事業を利用することで意見を表明できた子どもの割合、意見が大切に扱われたと感じる子どもの割合、意見表明後の対応について説明を受けた子どもの割合、意見表明等支援員に意見を言えて良かったと感じる子どもの割合）
4	代替養育を受けている子どもの「子どもの権利」に関する理解度
5	代替養育を受けている子どもの権利擁護の実現度（日頃から意見を表明できる子どもの割合、日頃から意見を大切に扱われたと感じる子どもの割合、日頃から意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合）
6	愛媛県社会福祉審議会児童福祉分科会措置専門部会に対し、子どもから意見の申し立てがあった件数
7	社会的養護施策策定の際の検討委員会への代替養育を受けている子ども又は社会的養護経験者の委員としての参画の有無、これらの者へのアンケートの実施の有無

3 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

平成 28 年改正児童福祉法では、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念が規定されました。この理念については、令和 5 年に成立したこども基本法においても引き継がれており、地域においてこどもが家庭で健やかに成長・養育されるよう児童相談所と市町が適切な役割分担の下、関係機関と連携して効果的にこどもや保護者に対する支援を実施する必要があります。

特に、こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なくかつ漏れなく対応するとともに、個々の家庭の課題・ニーズを踏まえ、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を提供する中核的機能を担うことが期待されており、令和 8 年度末までに全市町村において設置に努めることとされています。

また、児童虐待の防止のためには、市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において、保護を要する児童や支援が必要な妊婦の情報を、児童相談所や警察、学校、医療機関等の関係機関と情報共有するとともに、必要に応じた支援に繋げていくことが重要であり、児童虐待に対する社会の関心の高まりなどから、県及び市町の児童虐待相談対応件数が依然増加している状況も踏まえ、迅速かつ確かな対応が求められています。

さらに、DV被害が児童虐待の背景にある場合には、児童相談所や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が連携して、児童虐待とDVの相談対応や支援にあたることが重要です。

【県内における主な家庭支援体制】（令和 6 年 4 月 1 日現在）

相談支援機関	こども家庭センター	8 市町
	子育て世代包括支援センター	20 市町 25 か所 ※1
	母子生活支援施設 ※2	県 1 施設、2 市 2 施設
	児童家庭支援センター	1 か所（民間設置）
	配偶者暴力相談支援センター ※3	県 2 か所、1 市 1 か所
地域子ども・子育て支援事業	子育て短期支援事業	12 市町
	乳児家庭全戸訪問事業	20 市町
	養育支援訪問事業	17 市町 ※4
	一時預かり事業	19 市町
母子保健事業	産前産後サポート事業	5 市町
	産後ケア事業	20 市町
	産婦健康診査事業	20 市町

※1) こども家庭センターの母子保健機能を含む

※2) 令和 6 年 6 月に県母子生活支援センター内に妊産婦等生活援助事業所「産前産後ケアステーションえひめ」を開設

※3) 県：女性相談支援センター（福祉総合支援センター内）、男女共同参画センター、市町：新居浜市

※4) 廃止前の平成 26 年 5 月 29 日付け雇児発 0529 第 33 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育支援訪問事業の実施について」の事業内容に対応する事業を実施している市町数

主な取組内容

(1) こども家庭センターの設置など市町の相談支援体制の整備促進

市町が設置するこども家庭センターは、令和6年4月現在で8市町となっており、令和8年度末までの全市町への設置に向け、未設置市町における設置上の課題等を把握し、個別に相談助言を行うほか、市町の人材育成を支援するため、法定の要対協の調整担当者研修をはじめ、児童虐待事案への対応力向上のための児童福祉司と市町職員の合同研修会や母子保健担当者向けの妊産婦メンタルヘルス支援等の研修機会を充実させ、参加を促します。

また、児童相談所の業務が増大する中、児童相談所における面接や調査等によるアセスメントの結果、こどもの安全に関する緊急性がなく、市町が対応することが適当な事案の市町送致のほか、こどもや保護者の置かれた状況や地理的要件、過去の相談経緯等から、市町においてサポートプランに基づく家庭支援事業等の実施を通じて継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事案の指導委託を進めるため、児童相談所と市町との情報共有や役割分担等の仕組みを整備します。

さらに、地域におけるヤングケアラーを早期に把握して支援につなげていくため、教育や高齢者福祉、障がい福祉、介護、医療等の多機関との連携が重要であり、令和6年改正子ども・若者育成支援推進法の施行を踏まえ、県と市町との役割分担を整理した上で、こども期から若者期へ至るまで切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

(2) 家庭支援事業等の推進、関係機関との連携

望ましい社会的養育のためには、家庭で養育できる環境を整える必要があり、市町においては、子育て家庭のニーズに応じた支援が求められており、こども家庭センターの相談支援を通じて、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業などにより家庭支援の充実を図る必要があります。

令和4年改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業の新設・拡充が図られるとともに、特に支援が必要な者に対する利用勧奨・措置の実施が設けられたところであり、市町における虐待等に至る前の予防的支援を強化するため、地域の実情に応じた支援メニューの充実を推進します。

また、市町の要対協において関係機関と情報を共有し、家庭の見守りを含めた個々のケースに応じた対応・支援ができる体制の強化を図ります。

さらに、市町の要対協において、児童虐待対応やDV相談対応などについて、積極的に情報共有が図られるよう、引き続き、福祉総合支援センターに配置している児童支援コーディネーターの派遣や専門研修の実施により支援します。

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

児童家庭支援センターは、児童相談所や市町その他の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設であり、地域や家庭、市町からの相談への対応のほか、児童相談所の指導措置委託を推進するため、親子関係再構築支援等の専門研修を実施するなど、専門性の向上を図ります。

また、児童相談所の補完的役割を果たす施設として、社会福祉法人やNPO法人等による児童家庭支援センターの設置促進により、特に児童相談所が身近にない地域における相談対応体制や緊急時の安全確保体制を強化します。

▶ 前計画の達成見込み

指標	目標値		見込み (R6年度末)
	(R6年度末)	(設定の考え方)	
市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町数	20市町	全市町で設置	8市町※
養育支援訪問事業の実施市町数	20市町	全市町で実施	17市町

※こども家庭センター（児童福祉機能）を含む

《評価》

- ・愛媛県子育て支援課調査（令和6年11月）では、こども家庭センターの設置時期について、令和7年度予定が8市町、8年度予定が3町、未定が1町となっている。未設置市町においては、令和6年3月に国から発出されたこども家庭センターガイドラインを踏まえ、組織人事等の検討を進めている。
- ・養育支援訪問事業の未実施3市町においては、小規模自治体で対象者が少ない、委託可能な事業者がない等の理由で実施できていない。

取組の現状と資源の整備方針

● こども家庭センターの設置数

こども家庭センターの設置市町数は、令和6年4月現在で8市町となっており、市町におけるこども家庭支援の更なる充実・強化を図るため、令和8年度末までに県内の全市町への設置を目指します。

<こども家庭センターの年次計画>

市町	R7	R8
こども家庭センターの設置市町数	16市町	20市町

令和6年11月愛媛県子育て支援課調べ

● こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施

児童福祉法では、県は地域において虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みが期待される市町の業務の実施に関し、市町間の連絡調整や情報提供、職員の研修その他必要な援助を行うこととされています。

県はこれまで、児童福祉司任用前研修等と合同での要対協調整機関調整担当者研修のほか、妊産婦の健康課題に応じた母子保健担当者研修を開催してきたほか、令和6年度にはこども家庭センター統括支援員を対象とした実務研修を開催するなど、市町職員の研修機会の充実に取り組んできたところです。

今後とも、こども家庭センターの設置を推進するとともに、市町のこども家庭福祉を担う人材養成に取り組めます。

<市町職員に対する研修の年次計画>

研修内容	R 7	R 8	R 9	R10	R11
こども家庭センター 統括支援員実務研修	1回	1回	1回	1回	1回
【受講者数】	16人	20人	20人	20人	20人
要対協調整機関調整 担当者研修	1回	1回	1回	1回	1回
【受講者数】	20人	20人	20人	20人	20人
保護者支援プログラム研修	導入1回 専門1回	導入1回 専門1回	導入1回 専門1回	勉強会※ 3回	勉強会※ 3回
【受講者数】	延べ80人	延べ80人	延べ80人	延べ30人	延べ30人
母子保健関係研修	5回	5回	5回	5回	5回
【受講者数】	延べ100人	延べ100人	延べ100人	延べ100人	延べ100人

※保護者支援プログラム資格を取得した児童相談所職員を講師とした市町職員対象の勉強会（児相管内別）

● 児童相談所職員と市町職員の交流の実施体制

児童相談所と市町はそれぞれの役割と機能を相互に理解・尊重した上で、合意形成を図りながら個別ケースにおけるこどもや家庭への効果的な指導・支援の実施に取り組む必要があります。

このため、中央児童相談所である福祉総合支援センターが主体となって、児童福祉司と各市町のこども家庭福祉に携わる職員との合同により、面接技法の向上研修やケース演習など勉強会を開催してきたところです。

引き続き、こども家庭センターの統括支援員も含め、児童福祉司と市町職員との交流機会の充実を図っていきます。

● こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

サポートプランは、関係機関の緊密な連携の下で、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者や家庭等を対象に、当事者ニーズに沿った支援方針を作成するものであり、各こども家庭センターにおいては、サポートプランの策定が必要とするケースの判断基準を検討し、関係者間で共有しておく必要があります。

母子保健機能によるサポートプランの作成対象であると同時に、児童福祉機能によるサポートプランの対象でもある場合は、合同ケース会議等で両機能が協議する等により、両機能のそれぞれのサポートプランに統括支援員の下での一体的な支援方針を反映させるほか、母子保健機能による妊娠期からの伴走型相談支援を通じて面談等の機会に実施するリスクアセスメントを基に、判断基準に該当する対象者のサポートプラン策定につなげる業務体制の整備を促します。

● 市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

各市町において支援が必要なこどもや家庭を十分に把握し、個々のニーズや課題に応じた支援を積極的に届けていくことが求められています。

このため、各市町の家庭支援事業の取組状況等を把握し、必要に応じて助言や情報提供等の支援を行います。

<各市町の家庭支援事業の量の見込みと確保方策>

別表（P78）参照

● 市町の子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム等

子育て短期支援事業は、保護者の育児疲れや出産等により一時的にこどもの養育ができない場合に、こどもを児童養護施設や里親等において預かる子育て支援サービスです。

本事業の委託先として、里親やファミリーホームを活用することで、家庭における養育環境と同様の養育環境での養育を行うことができるほか、施設が近隣にない地域においても実施できること、生活する地域を変えないことによりこどもの情緒安定や親子関係の安定が図られるなどのメリットがあります。

各市町が本事業の委託先として契約している里親世帯数は、令和5年度末時点で2市14世帯（実世帯）、ファミリーホーム数は3市6か所（延べ）となっています。

また、県内に1か所ある児童家庭支援センターにおいては、法人内の児童養護施設での受け入れが可能であり、1市が本事業の委託先としています。

今後、各市町のこども家庭支援体制の充実を図るため、委託先となるファミリーホームの確保を促すとともに、里親の活用がしやすくなるよう里親支援センターを介して委託する際の連携・協力を行います。

<子育て短期支援事業の委託契約先の里親・ファミリーホーム数等の見込み>

種別	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親世帯数※1	61 世帯	66 世帯	71 世帯	75 世帯	80 世帯
ファミリーホーム数※2	10 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
児童家庭支援センター	1 施設	2 施設	3 施設	3 施設	4 施設

※1) 令和6年12月現在で里親支援センターが支援する里親のうち、子育て短期支援事業の受入れ意向のある里親世帯数(56世帯)を基に、里親世帯数の見込みの(P46)伸び率を乗じて算定。

※2) 各市町の量の見込みを踏まえた想定数(R6年11月愛媛県子育て支援課調べ)

● 児童家庭支援センターの設置促進

児童家庭支援センターは、虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえ、児童相談所の管内人口や地理的条件等を勘案して設置を検討することとされています。

中央児童相談所である福祉総合支援センターは、管内人口89万人を管轄しており、令和5年4月時点で全国232か所ある児童相談所うち31番目に管内人口が多い児童相談所となっています(こども家庭庁調べ)。管轄区域についても、島しょ部から佐田岬半島まで広範にわたっており、同センターからのアクセスに1時間以上を要する地域が含まれています。

このため、これらの地域等において児童家庭支援センターの設置を検討し、家庭等からの相談対応のほか、福祉総合支援センターが担当する継続支援ケースの移管や指導措置の委託を積極的に推進し、こども家庭支援体制の強化を図ることとします。

【県内の児童相談所の管轄区域・人口】

名称	所在地	管轄区域	管内面積・人口
福祉総合支援センター	松山市本町7丁目2番地	松山市・今治市・八幡浜市・大洲市・伊予市・東温市・上島町・久万高原町・松前町・砥部町・内子町・伊方町	面積 2,949 k㎡ 人口 892,204 人
東予子ども・女性支援センター	新居浜市星原町14番38号	新居浜市・西条市・四国中央市・今治市宮窪町四阪島	面積 1,166 k㎡ 人口 303,483 人
南予子ども・女性支援センター	宇和島市丸之内3丁目1-19	宇和島市・西予市・松野町・鬼北町・愛南町	面積 1,562 k㎡ 人口 139,154 人

管内人口は令和2年国勢調査、管内面積は令和2年国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

<児童家庭支援センターの設置見込み数>

種別	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭支援センターみどり（宇和島市）	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
松山圏域【新設】	—	—	—	—	1施設
今治・上島圏域【新設】	—	1施設	1施設	1施設	1施設
八幡浜・大洲圏域【新設】	—	—	1施設	1施設	1施設
計	1施設	2施設	3施設	3施設	4施設

● 児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数

児童相談所が在宅支援を行うケースにおいて、重症化し、支援継続が困難となり、こどもの安全が脅かされることがあることを念頭に、困難を抱えるこどもの養育の専門性を有する民間団体を積極的に活用し、児童虐待の防止の充実を図っていく必要があります。

本県では、令和5年度まで児童委員指導や児童家庭支援センター指導・指導委託、市町指導委託の実績はありませんでしたが、令和4年改正児童福祉法により令和6年4月から指導措置委託が義務的経費化されたことを機に、令和6年度から児童家庭支援センターへの指導委託を開始し、児童相談所と緊密に連携した在宅支援の枠組みを構築したところです（R6年10月末現在の指導委託実績2件）。

【養護相談における相談援助の状況】

所在地	R1	R2	R3	R4	R5
養護相談件数	1,926件	2,433件	2,475件	2,696件	2,679件
助言指導	949件	780件	803件	1,034件	1,221件
継続指導	583件	1,080件	934件	1,104件	808件
児童福祉司指導	2件	4件	20件	16件	3件

厚生労働省「福祉行政報告例」による（ただし、R3年度以前の数値は今後訂正する必要があるため参考値）

<児童相談所から児童家庭支援センターへの指導措置委託件数>

項目	R7	R8	R9	R10	R11
指導措置委託件数	4件	10件	12件	12件	14件

令和4年度福祉行政報告例「児童家庭支援センター指導・指導委託」実施33自治体平均9.5件であることを踏まえ、新規設置の児童家庭支援センターへの委託促進による増加を見込む。

● 市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

家庭支援事業の委託先としての児童家庭支援センターのニーズについては、運営する法人・団体における子育て支援に関する事業の実施状況にも左右されますが、例えば、運営する法人等が児童養護施設やファミリーホーム等の運営をしている場合は、子育て短期支援事業の委託先として考えられ、今後、新たに設置される児童家庭支援センターにおいても、運営法人等において子育て短期支援事業が委託されることが見込まれます。

また、児童家庭支援センターは、家庭維持のための予防的支援の充実を図る上で有力な地域資源であり、こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者を対象とした親子関係形成支援事業についても委託されるよう促すとともに、児童家庭支援センター相談員の保護者支援プログラムの資格取得を促します。

<市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数>

項目	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童家庭支援センター数	1 施設	2 施設	3 施設	3 施設	4 施設

評価のための指標

通番	指 標
8	こども家庭センターの設置数
9	こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数・受講者数
10	児童相談所職員と市町職員の交流の実施体制
11	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況 (プラン作成件数、要支援児童数等に対するプラン作成件数の割合)
12	市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率
13	市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数
14	児童家庭支援センターの設置数
15	児童相談所からの児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数と割合(分母:指導措置委託全件数)
16	市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

令和4年改正児童福祉法においては、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を法律上位置づけるとともに、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨を通じて着実に支援を届けていくこととされました。妊娠を誰にも相談できず不安を抱えて過ごし、妊娠中に適切な支援を受けることができないまま出産した結果、子どもが死亡に至るなど、妊婦や出産後の母子が孤立してしまうケースを防ぐため、妊娠期から出産後にかけての切れ目のない支援が必要とされています。

支援を必要とする妊産婦への支援においては、市町が行う家庭支援事業に加え、妊産婦等生活援助事業を活用した、母子ともに一貫した支援の包括的な提供が必要です。また、予期せぬ妊娠等により生活に困難を抱える妊産婦に対しては、妊娠への不安に対する心理的ケアや健康相談、経済的支援、育児手技の指導など支援ニーズは多岐にわたり、一つの相談機関での完結は困難であることから、妊産婦等生活援助事業所、医療機関、児童相談所、保健所、こども家庭センター等、多様な支援機関・職種間の連携を推進していくことが重要です。

主な取組内容

(1) 妊産婦等生活援助事業所における支援

本県では令和6年6月より県母子生活支援センターにおいて、専用居室2室を構えた妊産婦等生活援助事業所「産前産後ケアステーションえひめ」を開設し、身近に頼れる人がいないなど家庭生活に支障を生じ、困難を抱える妊産婦に対し、出産後や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所を提供するとともに、食事等の日常生活を支援しながら、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の生活・養育方針の相談支援、必要な機関・支援へのつなぎ等の支援を行っています。

本事業の対象者については、児童福祉法では「家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童」と規定されていますが、対象者の置かれている状況や背景を理解し、様々な事情により産前産後の生活環境に課題があるために安全・安心な生活を営むことが困難な者についても広く対象とし、支援の対象から外れた者も福祉サービスとのつながりを失うことがないように適切な対応に努めます。

また、県内各市町のこども家庭センター以外にも、妊産婦本人からの相談をはじめ、医療機関や学校、県外自治体など、様々なルートで相談が寄せられることが考えられるため、今後とも本事業の効果的な広報活動を展開するとともに、対象者の意向を踏まえながら、関係機関と十分協議した上で支援方針を策定し、アフターフォローを含めた切れ目のない支援に取り組みます。

(2) 助産施設の確保及び助産制度の周知

助産制度は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により助産を受けることができない妊産婦が助産を受けられるよう県が費用を負担する制度です。

県内には助産施設が松山市内に2施設（県立中央病院、松山赤十字病院）あり、各福祉事務所において対象者への利用勧奨を通じて助産の決定を行っています。特定妊婦等をサービス利用に繋げるため、妊産婦等生活援助事業所や福祉事務所等の関係機関と連携しながら、助産制度の利用が必要な特定妊婦等への周知に努めます。

(3) 市町や関係機関との連携体制の整備

特定妊婦等の把握から妊産婦等生活援助事業所における自立支援計画策定、自立支援までの

一貫した支援を提供するため、要対協をはじめ、こども家庭センター、民間支援団体等の関係機関との連携は必要不可欠です。

特定妊婦等への支援に携わる関係機関に対して妊産婦等生活援助事業による支援内容の周知を図るとともに、情報共有など連携に必要な関係づくりに向けた場の創出に努め、併せて特定妊婦等への支援に携わる可能性がある福祉や医療関係者向けの研修等を実施し、多機関多職種の連携体制の強化と特定妊婦等への支援を担う人材育成に取り組みます。

取組の現状と資源の整備方針

● 妊産婦等生活援助事業所による支援

本県の妊産婦等生活援助事業所「産前産後ケアステーションえひめ」では、専用居室2室を設けて困難を抱える妊産婦等を受け入れる体制を整備しています。

本事業所において、支援コーディネーターを中心に、県内2か所の助産施設をはじめ、女性相談支援センターや児童相談所、市町、医療機関、母子生活支援施設、民間シェルター、就業支援機関、法テラス、警察等の関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。

また、本事業所の支援員や関係機関職員のスキルアップに向けた研修等により体制強化を図るとともに、事業所の広報啓発やSNS等を活用したより匿名性が高く相談しやすい相談窓口の整備に努めます。

本県が設置した本事業所は、県下全域を広域的にカバーしており、一時的に県内に居住している者も対象としているところですが、各地域における本事業のニーズを踏まえながら、各市（福祉事務所）への設置を働き掛けます。

<妊産婦等生活援助事業の実施事業所見込み数>

事業所	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
妊産婦等生活援助事業所	1 施設				

● 助産施設の確保と制度の周知

近年、本県における産科医療機関数は減少傾向にあり、分娩の取扱い機能についても総合病院への集約化が進んでいることから、現在の2施設による助産実施体制の継続確保に努めます。

また、支援対象となり得る世帯や特定妊婦等への助産制度に関する周知を図るため、妊産婦等生活援助事業所とも連携しながら、各福祉事務所窓口や県ホームページ等において情報発信を行います。

<助産施設見込み数>

施設	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
助産施設	2 施設				

● 関係機関間の連携強化と相談支援スキルの向上

困難を抱える妊産婦の支援においては、妊婦への伴走型相談支援を行うこども家庭センター（母子保健機能）による相談支援をはじめ、対象者のニーズや課題に応じて適宜要対協の枠組みを活用し、医療機関や民間支援団体などの関係機関と連携した支援が必要不可欠です。

本県においては、関係機関が参画する愛媛県 DV 防止・女性支援施策推進連絡会議（支援調整会議）やえひめ性暴力被害者支援センター連携会議により困難な問題を抱える妊産婦への支援状況や施策に関する意見交換を行っているほか、特定妊婦等への支援内容を協議する要対協に児童相談所が参画するなど、関係機関間の連携に努めています。

また、支援を必要とする妊産婦の早期発見や、迅速な対応のためには、各機関の支援担当者や相談窓口職員のスキルアップのほか、関係機関間の顔の見える関係づくりが重要であることから、多様な分野で支援に携わる可能性のある相談担当職員や専門職を対象に、特定妊婦等への支援に関する研修を継続的に実施します。

<特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の年次計画>

研修内容	R 7	R 8	R 9	R10	R11
特定妊婦等への支援に関する研修	1回	1回	1回	1回	1回
【受講者数】	60人	60人	60人	60人	60人

受講対象者：児童相談所職員、女性相談支援員、こども家庭センター職員、保健師・助産師・看護師等医療関係者、民間支援団体職員 等

評価のための指標

通番	指 標
17	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
18	助産施設の設置数
19	特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数・受講者数

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

里親等委託の推進や施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを検討するため、こどもを保護者と分離し、乳児院や児童養護施設、里親・ファミリーホームでの代替養育を必要とするこども数の見込みについて、県内の状況を踏まえて時点修正しました。

《愛媛県のこどもの人口に占める代替養育を必要とするこども数》

- ・児童福祉法の対象は18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで措置延長できるため、20歳未満の人口に代替養育を受けているこども数の占める割合を計算した結果、過去5年間の平均で0.244%でした。(表1)
- ・将来的な人口推計から代替養育を必要とするこども数を試算すると、人口減に伴い令和11年度には417人まで減少する見込みです。(表2)
- ・令和5年3月の代替養育を受けているこども数は487人と、10年前の平成26年3月の563人から減少しています。しかし、代替養育を必要とするこども数は、必ずしもこどもの人口減少に比例して減少するとは限らず、こどもを取り巻く社会情勢の影響を勘案して潜在的ニーズを適切に見込む必要があります。(表1)

表1 20歳未満人口に占める代替養育を受けているこども数 (単位:人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	平均
代替養育こども数 (A) ^{※1}	505	512	523	502	487	506
20歳未満人口 (B) ^{※2}	216,854	212,657	207,829	203,001	198,173	207,703
割合(A/B)(%)	0.233%	0.241%	0.252%	0.247%	0.246%	0.244%

※1) 各年度3月1日の代替養育の措置を受けているこども数

※2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」及び総務省国勢調査を基に作成

表2 人口割合から算出した20歳未満人口に占める代替養育を必要とするこども数の推計 (単位:人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育こども数 (A) ^{※1}	460	449	439	428	417
推計総人口 (B) ^{※2}	1,267,317	1,254,550	1,241,783	1,229,015	1,216,248
20歳未満推計人口 (C)	188,517	184,138	179,759	175,381	171,002

※1) (C) に表1のR1～5年度の平均割合(0.244%)を乗じた数

※2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を基に作成

《潜在的に代替養育を必要とするこども数の見込み》

- ・潜在的に代替養育を必要とするこども数について、次の(1)～(5)の状況を総合的に勘案してこども数を見込むこととしました。

(1) 一時保護したこども数

児童相談所が一時保護したこども数は、過去5年間を見ると、一時保護所内と一時保護委託と合わせた全体では令和2年度をピークに最近では減少傾向にあります。(表3)

児童虐待相談対応件数が増加傾向にある主な要因は、面前DV事案に係る警察からの通告の増によるものであり、一時保護が必要な緊急性の高い事案が顕著に増加している状況にはありません。

表3 一時保護したこども数 (単位：人)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
一時保護所	341	293	206	186	143
前年比	—	86%	70%	90%	77%
対 R1 年度比	—	86%	60%	55%	42%
一時保護委託	535	607	581	476	504
前年比	—	113%	96%	82%	106%
対 R1 年度比	—	113%	109%	89%	94%
全体 (合計)	876	900	787	662	647
前年比	—	103%	87%	84%	98%
対 R1 年度比	—	103%	90%	76%	74%

厚生労働省「福祉行政報告例」より各年度末の状況。前年度継続の一時保護こども数を除く。

(2) 代替養育を新規に受けたこども数及び解除されたこども数

代替養育を新規に受けたこども数は、全体では年度ごとに増減がありますが、過去5年間の平均増減率はプラス4.6%となっています。代替養育の種類ごとでは、里親の伸びが大きくなっています。(表4)

一方、代替養育を解除されたこども数は、過去5年間をみると全体では年度ごとに増減があります。(表5)

また、一時保護こども数に占める新規措置こども数の割合は、やや増加傾向にありますが、一時保護こども数が減少傾向にあることがそのまま代替養育への新規措置こども数の減少にはつながっていません。(表6)

表4 代替養育を新規に受けたこども数 (単位：人)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均
乳児院	8	14	14	11	12	12
前年比	—	175.0%	100.0%	78.6%	109.1%	—
対 R1 年度比	—	175.0%	175.0%	137.5%	150.0%	—
児童養護施設	68	65	58	47	47	57
前年比	—	95.6%	89.2%	81.0%	100.0%	—
対 R1 年度比	—	95.6%	85.3%	69.1%	69.1%	—
里親	22	36	30	32	45	33
前年比	—	163.6%	83.3%	106.7%	140.6%	—
対 R1 年度比	—	163.6%	136.4%	145.5%	204.5%	—
ファミリーホーム	11	10	15	11	21	14
前年比	—	90.9%	150.0%	73.3%	190.9%	—
対 R1 年度比	—	90.9%	136.4%	100.0%	190.9%	—
全体 (合計)	109	125	117	101	125	115
前年比	—	114.7%	93.6%	86.3%	123.8%	+4.6%
対 R1 年度比	—	114.7%	107.3%	92.7%	114.7%	—

厚生労働省「福祉行政報告例」より各年度末の状況

表5 代替養育を解除されたこども数 (単位：人)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均
乳児院	20	17	11	11	12	14
前年比	—	85%	65%	100%	109%	—
対 R1 年度比	—	85%	55%	55%	60%	—
児童養護施設	67	73	65	47	65	63
前年比	—	109%	89%	72%	138%	—
対 R1 年度比	—	109%	97%	70%	97%	—
里親	25	12	13	13	26	18
前年比	—	48%	108%	100%	200%	—
対 R1 年度比	—	48%	52%	52%	104%	—
ファミリーホーム	10	8	12	5	17	10
前年比	—	80%	150%	42%	340%	—
対 R1 年度比	—	80%	120%	50%	170%	—
全体 (合計)	122	110	101	76	120	106
前年比	—	90%	92%	75%	158%	—
対 R1 年度比	—	90%	83%	62%	98%	—

厚生労働省「福祉行政報告例」より各年度末の状況

表6 一時保護されたこども数に占める代替養育への新規措置こども数の割合
(単位：%)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均
乳児院	0.9	1.6	1.8	1.7	1.9	1.6
児童養護施設	7.8	7.2	7.4	7.1	7.3	7.4
里親	2.5	4.0	3.8	4.8	7.0	4.4
ファミリーホーム	1.3	1.1	1.9	1.7	3.2	1.8
全体	12.4	13.9	14.9	15.3	19.3	15.2

表3のこども数のうち、表4のこども数が占める割合

(3) 各児童相談所における養護相談対応件数

児童相談所における養護相談対応件数は、この5年間では増加傾向にあり、このうち虐待相談についても高水準で推移しています。(表7)

表7 児童相談所における養護相談対応件数 (単位：件)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
養護（虐待）	1,172	1,470	1,406	1,741	1,542
前年比	—	125%	96%	124%	89%
対 R1 年度比	—	125%	120%	149%	132%
養護（その他）※	754	963	1,069	955	1,137
前年比	—	128%	111%	89%	119%
対 R1 年度比	—	128%	142%	127%	151%
全体（合計）	1,926	2,433	2,475	2,696	2,679
前年比	—	126%	102%	109%	99%
対 R1 年度比	—	126%	129%	140%	139%

厚生労働省「福祉行政報告例」より各年度末の状況（ただし、R 3年度以前の数値は今後訂正する場合がありますため参考値）

※養護（その他）は、保護者の死亡、入院、離婚、家出・失踪等による養育困難や迷子、養子縁組等、児童虐待以外のこどもの養育に関する相談。

(4) 市町の要対協における要保護児童登録ケース数

各市町の要保護児童登録数は近年増加傾向にあります。(表8)

軽度な虐待や虐待以外の養護相談事案において、要対協を中心とした地域での家庭支援の充実が図られているものと考えられます。

表8 市町の要保護児童登録ケース数 (単位：件)

年度	R 4		R 5		R 6	
	総数	うち児童虐待	総数	うち児童虐待	総数	うち児童虐待
登録件数	2,241	1,870	2,355	2,002	2,507	2,189

愛媛県子育て支援課調べ（各年度4月1日現在の登録ケース数）

(5) 特別養子縁組成立数

家庭復帰が困難なこどもは、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を推進しています。過去10年間における児童相談所が支援した特別養子縁組数は、年度ごとに増減はありますが、概ね年間10件未満で推移しています。(表9)

このため、当面は代替養育を必要とするこども数を見込む上での影響はないものと考えます。

表9 特別養子縁組成立数 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
成立件数	3	3	3	2	4	11	3	4	5	8

各年度の件数は特別養子縁組が成立した日の属する年度に計上

- ・(1)～(5)の状況を総合的に勘案した結果、代替養育に新規に措置されるこども数の過去5年間の平均増減率(プラス4.6%)を採用し、表2の代替養育こども数の見込みに4.6%を乗じた数を、潜在的に代替養育を必要とするこども数(潜在的増加数)の見込みとします。

● 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

計画期間の各年度における代替養育を必要とするこども数の見込みは、こども数の減少率と同等に減少した場合の代替養育を必要とするこども数+潜在的増加数として推計します。

(表10)

表10 各年度に代替養育を必要とするこども数 (単位:人)

年度	代替養育こども数(実績) (A)	推計総人口		こども数の減少率と同等に減少した場合の代替養育を必要とするこども数の見込み (D)	潜在的増加数 (D*4.6%) (E)	代替養育を必要とするこども数の見込み (D+E)
		(B)	20歳未満推計人口 (C)			
R1	505	1,344,925	216,854			
R2	512	1,334,841	212,657			
R3	523	1,321,336	207,829			
R4	502	1,307,831	203,001			
R5	487	1,294,327	198,173			
R6		1,280,822	193,345	472	22	494
R7		1,267,317	188,517	460	21	481
R8		1,254,550	184,138	449	21	470
R9		1,241,783	179,759	439	20	459
R10		1,229,015	175,381	428	20	448
R11		1,216,248	171,002	417	19	436

(A)～(D)は表1・2を参照

6 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、こどもの安全確保を最優先とした上で、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待や非行、養護など様々な事情を抱えるこどもの最善の利益を守るために行われます。

平成 28 年改正児童福祉法により示された家庭養育優先原則において、一時保護中の生活も代替養育の性格を有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境（当該養育環境が適当でない場合にはできる限り良好な家庭的環境）で個別対応が求められています。

また、令和 4 年改正児童福祉法により、一時保護されるこどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されるよう、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に定める基準に従い、又は参酌して定める条例で基準を設けることとされました（県条例は令和 7 年 3 月制定）。

このような中、こどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進し、こども一人ひとりの状況に最も適した環境を提供し、一時保護の質を確保することが重要です。

また、学習権保障の観点から、原籍校への通学支援や保護所内における学習支援の充実を図るとともに、閉鎖的環境で保護する期間は必要最小限とすることが求められていることから、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設の確保を進める必要があります。

主な取組内容

(1) 一時保護所の設備・運営体制の強化

一時保護所においては、こどもの最善の利益を考慮した保護や養育を行うことが重要であり、個別ケアや学習支援に必要な職員配置や環境整備を行うなど、こども一人ひとりの状況に応じた適切な支援が提供できる体制の充実に取り組みます。

(2) 委託一時保護の推進

国の一時保護ガイドラインでは、措置入所しているこどもと一時保護のこどもが混在する施設環境は、双方への負担が大きいため、混在しないよう配慮する必要があるとされており、家庭養育優先原則を踏まえ、個別対応ができる里親や、できる限り良好な家庭的環境を備えた施設の一時的保護専用施設（ユニットケア）への委託を一層推進するとともに、とりわけ乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることを踏まえ、未委託の里親等への委託一時保護の積極的な活用に努めます。

また、こどもの安全確保を最優先とした上で、原籍校への通学も考慮し、一時保護の場の地域分散化等を進めます。

なお、こどものアセスメント等が必要な場合も、一時保護は可能な限り短期間とすることが望ましいことから、一時保護の期間が長引く見込みの場合は、こどもの意見を尊重した上で、家庭養育優先原則を踏まえ、里親等への委託一時保護を含めた選択肢の中で方針を決定することとし、安全の確保等の問題から意向に沿えない場合にも年齢や発達の程度に応じた丁寧な説明に努めます。

(3) 委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、一時保護専用施設等の確保について

家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託一時保護を積極的に推進するため、週末・季節里親等の短期里親委託や市町の子育て短期支援事業の活用による養育機

会の充実を図るとともに、未委託里親の養育スキルアップのための研修を実施するなど、委託一時保護が可能な里親等の確保を進めます。

また、他県の自治体での取組事例を参考に、児童相談所の依頼に応じて乳幼児を常時受入れすることが可能な里親の確保策について検討します。

さらに、児童養護施設等の多機能化・機能転換を推進する観点も踏まえ、各地域における一時保護委託先のニーズを踏まえ、施設に対して人員体制等の実情に応じて、できる限り良好な家庭的環境を備えた一時保護専用施設の設置を検討するよう働き掛けます。

(4) 一時保護所職員の育成、専門性の向上

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、令和4年改正児童福祉法により強化されたこどもの権利擁護や被虐待による心的外傷、こどもの発達や障がい等に関する知識、家庭環境のこどもに与える影響など、様々な知識やこどもへの支援方法に関する研修等などにより、一時保護所職員の資質や専門性の向上を図ることが必要とされています。

このため、一時保護所職員が研修受講をしやすい職場環境となるよう配慮しつつ、こどもの支援に関わる全ての職員の研修受講機会の充実を図ります。

(5) こどもの状況に応じた安全確保やアセスメントの実施

一時保護の機能として、安全確保のための緊急保護とアセスメント、心理療法やカウンセリング、生活面の支援を行う短期入所指導がありますが、こどもの最善の利益となるよう、児童相談所において、個々の状況に応じた安全確保とアセスメントに努めます。

一時保護を行い、こどもの援助方針を立てるに当たっては、児童福祉司により行われる社会診断や児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の職員による行動診断等を基に、協議により総合的なアセスメントを行います。

(6) 一時保護所業務の評価

一時保護中のこどもは、生活上のさまざまな制約を受けることが多く、特にこどもの権利に配慮した対応が求められており、こどもへの適切な処遇を確保し、一時保護の質を担保する必要があります。

こどもの最善の利益の実現のために質の高い支援を行うためには、一時保護所の設備や運営等に対して自己評価と定期的な第三者評価を実施し、絶えず一時保護所の質の維持、向上を図ることが重要です。

このため、本県の各児童相談所における一時保護所業務について評価し、見直すべき事項については、可及的速やかに対応します。

▶ 前計画の達成見込み

指標	目標値	見込み
一時保護所業務の評価回数（毎年度）	1回	R5年度・6年度 各1回（自己評価）

≪評価≫

- ・一時保護所業務の評価を適切に実施できる評価機関の確保に困難があり、第三者評価の実施はできなかった。

取組の現状と資源の整備方針

● 一時保護所の定員数

本県の一時保護は、児童相談所内での一時保護のほか、里親や施設等への委託一時保護により対応しています。一時保護ガイドラインでは「個別的な対応ができるようにするほか、開放的環境における対応もできるよう、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい」とされており、本県では、児童相談所の一時保護所において個室の対応を取るとともに、こどもの安全が確保されていることを前提に、里親や施設等に委託しています。(表 11)

こどもへのアンケート結果からは、一時保護所で生活する中で8割以上が一度も学校へ行っておらず、学校へ行きたい希望を持っていたこどもが多くいました。こどもの学習権を保障するため、一時保護所での学習支援はもとより、委託一時保護の活用を含めて登校機会の充実を図っていく必要があります。

こども・若者の意見

★ こどもの意見

(問) 一時保護所にいるとき学校に行ったか。

選択肢	回答数	割合
毎日行った(行っている)	9人	8.7%
毎日ではないが行った(行っている)	8人	7.7%
一度も行かなかった	87人	83.6%
計	104人	100%

一時保護所を覚えていると回答したこども及び一時保護所在所中のこどもを対象

(問) 一時保護所にいるとき学校に行けなかった(行けなかったことがある)ことについてどう思うか。(複数回答)

選択肢	回答数	割合
元の学校であれば行きたい	42人	44.2%
違う学校に変わっても行きたい	7人	7.4%
学校には行きたくない	15人	15.8%
一時保護所で勉強できるので行かなくていい	10人	10.5%
その他	17人	17.9%

「毎日ではないが行った(行っている)」「一度も行かなかった」と回答したこどもを対象

一時保護人数は日ごとに変動するため、児童相談所の一時保護所の定員は、余裕をもって設定しておく必要がありますが、本県の一時保護所3か所の定員は、合計して36名(個室の対応の場合は16名)であるのに対して、一日あたりの平均保護児童数は5.6人であり、定員の中で対応できています。(表 12)

表 11 一時保護人数（一時保護所・委託）【再掲】（単位：人）

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
一時保護所	341	293	206	186	143
委託	535	607	581	476	504
0～5 歳	193	233	233	203	168
6～11 歳	160	177	157	152	113
12～14 歳	97	118	141	66	134
15 歳以上	85	79	50	55	89
合計	876	900	787	662	647

厚生労働省「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護こども数を除く。

表 12 一時保護の 1 日あたりのこども数及び 1 人当たりの一時保護日数（保護所・委託）
（単位 人・日）

	年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均
一時保護所	1 日あたり人数	5.4	5.7	5.3	6.3	5.2	5.6
	1 人あたり日数	5.8	7.1	9.5	12.4	13.4	9.6
委託	1 日あたり人数	22.6	28.2	31.4	28.5	27.0	27.5
	1 人あたり日数	15.4	16.9	19.7	21.9	19.6	18.7
全体	1 日あたり人数	28.0	33.8	36.7	34.9	32.3	33.1
	1 人あたり日数	11.7	13.7	17.0	19.2	18.3	16.0

厚生労働省「福祉行政報告例」より

表 13 委託一時保護分のうち委託解除されたこども数（単位：人）

委託先 / 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計	里親の割合
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(a~i)	h/j
R 1	0	310	36	2	0	43	0	119	17	527	22.6%
R 2	0	262	31	2	4	28	0	192	86	605	31.7%
R 3	0	210	25	2	2	13	59	256	24	591	43.3%
R 4	0	166	44	0	0	4	20	211	23	468	45.1%
R 5	0	207	53	2	0	8	19	175	29	493	35.5%

厚生労働省「福祉行政報告例」より

表 14 委託一時保護分のうち委託解除されたこどもの延べ日数 (単位：日)

委託先 種	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計	里親の割合
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j(a~i)	h/j
R 1	0	4,685	798	177	0	627	0	1,454	524	8,265	17.6%
R 2	0	5,301	985	21	75	411	0	2,318	1,164	10,275	22.6%
R 3	0	4,395	890	265	13	598	826	3,921	550	11,458	34.2%
R 4	0	5,163	1,429	0	0	180	353	2,967	328	10,420	28.5%
R 5	0	5,172	1,499	3	0	110	120	2,529	455	9,888	25.6%

厚生労働省「福祉行政報告例」より

<一時保護所の定員数>

項目	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
定員数 (個室の対応)	16 人				

- 一時保護専用施設、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム数及び児童福祉施設数
表 15 の一時保護の委託先ごとの一日あたりのこども数からは、委託先として、児童養護施設が最も多くなっていますが、里親への委託も近年増加してきています。

本県の一時保護所の平均入所率は、委託一時保護の積極的な活用により、個室の対応による定員ベース (16 名) で 32.9%と全国的にも低くなっており、比較的一時保護の委託先が充実しています。(表 16) 本県では、空き状況にもよりますが、県内全ての乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームへの委託一時保護が可能であるほか、一時保護専用施設も3施設 (乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム) に設置されています。

今後、里親への委託一時保護を一層推進するため、里親支援センターと連携し、特に乳幼児の預かりが可能な里親の確保・育成を図るとともに、委託先候補の選定を円滑に行うため里親家庭の事情変化をフォローアップしていきます。

表 15 一時保護委託解除された委託先ごとの一日あたりのこども数 (単位：人)

委託先 種	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
	R 1	0.0	12.8	2.2	0.5	0.0	1.7	0.0	4.0	1.4
R 2	0.0	14.5	2.7	0.1	0.2	1.1	0.0	6.4	3.2	28.2
R 3	0.0	12.0	2.4	0.7	0.0	1.6	2.3	10.7	1.5	31.4
R 4	0.0	14.1	3.9	0.0	0.0	0.5	1.0	8.1	0.9	28.5
R 5	0.0	14.1	4.1	0.0	0.0	0.3	0.3	6.9	1.2	27.0

厚生労働省「福祉行政報告例」より。表 14 を一日あたりに換算したもの。

表 16 一時保護所の平均入所率（R5年度）

名称	定員数(個室対応)	保護延べ日数	平均入所率
福祉総合支援センター	16人(8人)	1,755日	30.1%(60.1%)
東予子ども・女性支援センター	10人(4人)	66日	1.8%(4.5%)
南予子ども・女性支援センター	10人(4人)	99日	2.7%(6.8%)
計	36人(16人)	1,920日	14.6%(32.9%)

平均入所率=保護延べ日数÷365日÷定員数×100。カッコ内は個室対応による数値。

(参考) 全国の一時保護所(152か所)の平均入所率(令和5年度)

年間平均入所率	一時保護所数の割合
20%未満	9%
20%以上～40%未満	14%
40%以上～60%未満	27%
60%以上～80%未満	15%
80%以上～100%未満	18%
100%以上	17%
計	100%

こども家庭庁調べ。本県の一時保護所は実際の定員ベースで報告している。

<主な一時保護委託先の確保数>

項目	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院※1	1施設	1施設	1施設	1施設	0施設
乳児院[専用]※2	1施設	1施設	1施設	1施設	2施設
児童養護施設※1	8施設	8施設	8施設	8施設	7施設
児童養護施設[専用]※2	2施設	2施設	2施設	2施設	3施設
自立援助ホーム※1	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
自立援助ホーム[専用]※2	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
ファミリーホーム※1	19施設	19施設	19施設	19施設	19施設
里親※3	86世帯	93世帯	100世帯	107世帯	114世帯

※1) 令和6年10月現在の設置数を基に専用施設の設置見込みを反映。

※2) 一時保護専用施設の新規の指定については、最大数の見込みであり、所在地域における一時保護委託先のニーズに応じて検討。

※3) 令和5年度末現在の養育里親のうち、委託一時保護実績や家庭状況等を勘案して各児童相談所から委託の打診が可能と思われる里親世帯数に、里親世帯数の見込み(P46)の増加率を乗じて算定。

● 一時保護所職員に対する研修の実施

これまで一時保護所職員においては、他の自治体職員との意見交換等を通じて、適切な処遇のあり方を研究し、実践に努めてきたところです。

一時保護はこどもの最善の利益を守るためその養育環境から離すものですが、そうした中でも、こどもの意見・意向を最大限に尊重し、こどもの権利擁護が図られた安全・安心な環境で適切なケアを提供していくことが重要です。

こども・若者の意見

★ こどもの意見

(問) 一時保護所に来て、「嫌だな」「困ったな」と思ったことはどんなことか。(自由記述)

意見(抜粋)
・ 家族にあまり会えなかったこと。
・ スマホが使用できなかった。
・ 友達に会いたかった。友達と遊びたかった。
・ 時間・ルールが厳しかった。
・ 最初の頃はラジオ体操がしんどかった。
・ ベッドが硬くて痛かった。
・ 消灯が早かった。
・ 年上の方が多くて強くいじられるのではないかと感じて怖かった。

漢字とひらがなの置き換え以外、回答された原文のまま記載しています。

一時保護所におけるルールや日課のほか、様々な権利制限について、慣習的に取扱っているものを見直し、こどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進していくため、一時保護所職員に対して、外部機関が提供する研修を受講させるとともに、研修受講職員による所内報告会により横展開を図ります。

<一時保護所職員に対する研修実施年次計画>

研修内容	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
管理者・指導教育職員研修 ※1	3回	—	3回	—	3回
【受講者数】	3人	—	3人	—	3人
一時保護所内報告会 ※2	3回	—	3回	—	3回
【受講者数】	13人	—	13人	—	13人
児童福祉司任用前研修 ※3 (こどもの権利擁護)	1回	1回	1回	1回	1回
【受講者数】	13人	13人	13人	13人	13人

※1) 一時保護所設備運営基準において2年に1回以上の受講が義務付け。外部機関の講習を各一時保護所1人1回受講。

※2) 管理者・指導教育職員研修の受講者が各一時保護所内において受講した内容の横展開を図る。各年度の受講者数は、当面の人員配置を見込むことが困難であるため、令和6年度の人員配置(会計年度任用職員を含む)による。

※3) 児童福祉司任用前研修におけるこどもの権利擁護の科目をアーカイブ配信等により受講することを想定。受講者数は※2による。

● 一時保護所の第三者評価の実施

一時保護ガイドラインにおいて、一時保護所の運営等について自己評価及び第三者評価により絶えず一時保護所の質の向上を図ることが重要であり、自己評価については毎年度実施し、第三者評価については3か年度毎に1回以上実施することが望ましいとされています。

このため、本県の各一時保護所について、毎年度自己評価を実施するとともに、3か年度毎に1回のサイクルで第三者評価を実施します。

<一時保護所の第三者評価の年次計画>

児童相談所	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
福祉総合支援センター	○			○	
東予子ども・女性支援センター		○			○
南予子ども・女性支援センター			○		

評価のための指標

通番	指 標
20	一時保護所の定員数（個室的対応）
21	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
22	一時保護所職員に対する研修の実施回数・受講者数
23	直近3か年内に第三者評価を実施している一時保護所数・割合（分母：県内の全一時保護所数）
24	一時保護所の平均入所日数（入所延べ日数÷保護件数）
25	一時保護所の平均入所率（入所延べ日数÷（定員*365日）*100）

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

家庭における養育が困難又は適当でないため代替養育され、家庭への復帰が困難なこどもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、親族等による養育や特別養子縁組の推進が求められています。

発育過程にあるこどもの1日と大人の1日の重みには雲泥の差があり、児童相談所においてはスピード感をもって必要な判断・支援を着実に行うなど、適切なケースマネジメントを徹底していくことが重要です。

主な取組内容

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の整備

代替養育は本来一時的な解決であり、児童相談所においては、代替養育の開始時点から、こどもの意向や状況等を踏まえながら、保護者への支援を最大限行って家庭への復帰を目指すとともに、それができない場合は最終的な永続的解決策として、親族等による養育や特別養子縁組を積極的に検討します。

このため、児童相談所において、個々のケースを適切に進行管理するとともに、里親養育支援児童福祉社を含む関係職員が緊密に連携し、特に乳児院入所児童の家庭復帰又は親族等による養育や特別養子縁組、里親委託のための支援を強化します。

なお、虐待等による逆境体験のあるこどもについては、施設における専門的な支援が必要な場合もあることから、施設入所期間の長短に関わらず、こどもの最善の利益につながる援助を検討します。

(2) 親子関係再構築支援の推進

平成28年改正児童福祉法により、国及び地方公共団体はこどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、こどもの保護者を支援しなければならないと規定されました。この理念は、こども施策の基盤となるこども基本法にも定められています。

国の親子関係再構築支援ガイドラインでは、親子関係再構築支援とは「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと」とされています。

また、親子関係再構築支援は、親子分離等によって施設や里親、ファミリーホームで生活しているこどもとその保護者のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を行うこととされています。

このようなことを踏まえ、児童相談所と市町が十分に連携し、児童相談所においては、在宅支援や施設入所等措置、家庭復帰前後における親子関係再構築支援の充実・強化を図るとともに、市町においては、親子の課題やニーズを踏まえ、家庭支援事業等のサービス提供や地域の関係機関の関わりなど必要な支援の調整機能を発揮し、親子関係の安定に向けた支援に取り組めます。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

特別養子縁組については、実親の同意が前提となりますが、令和元年の民法等の一部改正により児童相談所による家庭裁判所への特別養子適格の確認申立てが可能になっており、長期的に実親による養育が望めないケースや家庭復帰が極めて困難なケースでは、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組を積極的に検討します。

ただし、特別養子縁組は、こどもの一生を左右する選択であることから、こどもの年齢に応じた丁寧に意向を聴き取り、こどもの最善の利益につながると判断されたケースについて縁組を進めることとします。

また、養子縁組や特別養子縁組成立後に里親登録を取り消す里親に対しても、里親のニーズに応じて、児童相談所や里親会、里親支援センター等の関係機関が連携し、養子と生活する親の不安や悩みに寄り添った支援を行います。

➤ **前計画の達成見込み**

前計画においては、こどもの年齢に応じて丁寧に意向を聴き取り、慎重に判断する必要があるため、特別養子縁組の成立件数に関する目標値は設定していません。

取組の現状と資源の整備方針

● **児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化**

施設入所のこどもについては、定期的に児童相談所と施設間でこども一人ひとりの目標や支援計画の再評価を行っています。特に県内の児童相談所で最も多くのケースを抱える福祉総合支援センターでは、令和4年度から組織体制を見直し、施設入所のこどもの支援を専任とするチームを設置し、個別ケースの進行管理や個別支援を強化しています。

また、里親家庭のこどもについては、各児童相談所の里親養育支援児童福祉司等を中心に、可能な限り里親委託中からの実親子交流を支援しているところですが、家庭引取りに当たっては、こどもを現に養育する里親も状況に応じて積極的に親子関係再構築支援に関わるなど、里親支援センター等の関係機関が連携して継続的なフォローに取り組みます。

こどものケアニーズによっては、直ちに里親やファミリーホームでの家庭養育へ移行することが最善の利益につながるものとは限らず、当面は乳児院や児童養護施設のできる限り良好な家庭的環境で養育することが望ましい場合もあることから、施設入所措置によりこどものケアや家庭支援を行いながら、早期に家庭養育へ移行できるよう検討します。

いずれにしても、児童相談所においては、こどものパーマネンシー保障の実現を考慮しつつ、こどもの意見を丁寧に汲み取りながら、こども一人ひとりが最適な養育環境で発達成長できるようケースマネジメントを徹底することが重要であり、援助方針会議等を通じて所内全体で進行管理し、個々のケースの定期的な評価に取り組みます。

【施設及び里親・ファミリーホームの平均措置期間 ※】

種別	R5年度末時点において措置中の者	R5年度中に措置解除又は変更された者
乳児院	1年4か月	2年9か月
児童養護施設	5年5か月	5年1か月
ファミリーホーム	2年2か月	2年10か月
里親	3年3か月	1年9か月

※同一施設種別間での措置変更の場合は期間を通算している。ただし、家庭養育である里親とファミリーホーム間の措置変更に関しは通算していない。また、養育里親から養子縁組里親への措置変更は通算している。

● **親子関係再構築支援の推進**

施設や里親家庭等で生活するこどもの親子関係再構築支援に当たっては、こどもと日常的に関わる施設職員や里親との連携や養育支援が重要であることから、児童相談所においては、施設職員や里親を対象に心理職によるペアレント・トレーニングを実施しているほか、親子への心理的なケアが必要なケースにおいては、嘱託精神科医や心理士によるカウンセリングを実施しています。(表17)

児童相談所においては、こどもと親の状況を適切にアセスメントし、親子関係再構築支援における支援メニューの1つとして、保護者支援プログラムの実施が適当な場合があるほか、児童福祉司による親への面接等の中でその技術や知見を生かすことも有効と考えられます。

また、里親支援センターによる里親家庭等のこどもの親子交流支援のほか、児童家庭支援センターによる在宅支援の強化を図っていくことも重要です。

一方、市町においては、こども家庭センターを中心に親子関係再構築支援の体制を整備する必要がありますが、令和6年9月に県が各市町に行ったアンケート調査では、85%の市町が親子関係再構築支援に関する取組みに関して「特に実施しているものはない」としており、その理由として、具体的な手法や支援プロセスに関するノウハウに乏しいことが多く挙げられました。また、親子関係再構築支援の実施に当たっては、職員の専門性の向上や児童相談所との連携強化が必要であり、県の役割として、研修機会の提供のほか、児童相談所との情報共有や助言等の後方支援を期待するとの声が多くありました。

今後、県が親子再構築支援の主導的役割を担っていくことが求められる中、本県の取組みの現状を踏まえ、次の取組みを推進します。

- 援助方針会議において親子関係の再構築に関する具体的な支援方針を確認するとともに、施設や里親家庭等で生活するこどもについては、年1回スクリーニングし、親子関係再構築支援を実施するケースを選定し、各ケースに応じた個別支援を実施します。
- 児童相談所や市町、里親支援センター、児童家庭支援センターの職員を対象に保護者支援プログラムの習得に向けた研修を実施し、職員の専門性の向上に取り組みます。
- 市町における在宅支援の充実・強化に向け、こども家庭センターが策定するサポートプランに必要な支援が反映できるよう、児童相談所から必要な情報提供や助言を行うなど市町への支援体制を整備します。
- 児童相談所だけでは対応が難しい専門的な支援のため、民間の保護者支援プログラム実施専門機関と協働し、虐待ケースにおけるペアレント・トレーニングの導入を検討します。

表 17 親子関係再構築支援事業による各種支援の実施状況

種別		R 5	R 6※
精神科医カウンセリング		7回	5回
心理士カウンセリング		24回	12回
児童相談所（心理職）による ペアレント・トレーニング	実親対象	2件	1件
	里親対象	－	1件
	施設職員対象	1施設	1施設

※R 6年度は10月末時点

<親子関係再構築支援事業による各種支援の実施計画>

種別		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
精神科医カウンセリング ※1		8回	8回	8回	8回	8回
心理士カウンセリング ※1		24回	24回	24回	24回	24回
児童相談所（心理職）による ペアレント・トレーニング ※2	実親対象	3件	3件	3件	3件	3件
	里親対象	1件	1件	1件	1件	1件
	施設職員対象	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
民間専門機関による ペアレント・トレーニング ※3	実親対象	－	3件	3件	3件	－

※1) 直近の実績を踏まえて設定。

※2) 実親対象のペアトレは各児童相談所で最低1ケースを選定。里親については里親支援センターによる支援を主としつつ、里子の養育に困難を抱えるケースを対象に年間1ケースを想定。

※3) 各児童相談所で1ケースを選定し、試験的に導入。児童相談所職員の立ち合いの下で実施を想定。

<親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修実施年次計画>

研修内容	R 7	R 8	R 9
保護者支援プログラム研修 <再掲>	導入1回 専門1回	導入1回 専門1回	導入1回 専門1回
【受講者数】	延べ30人	延べ30人	延べ30人
【プログラム資格取得者数(単年度)】	10人	10人	10人

● 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

本県では、出生前から実親による養育が望めず、他に養育ができる親族等がないケースにおいて、早期のパーマネンシー保障の実現に向け、平成 25 年度から特別養子縁組を前提とした新生児里親委託を積極的に推進しています。

国が平成 29 年 8 月に取りまとめた新しい社会的養育ビジョンでは、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね 5 年以内に年間 1,000 人以上の縁組み成立を目指すことが示されています。この目標値は、本県の全国に占める人口比率 1.0%（令和 6 年 4 月 1 日現在 本県 1,280 千人/全 124,002 千人）を踏まえると、本県に求められる年間成立件数はおおよそ 10 件と考えられます。

このような中、児童相談所の関与による県内の特別養子縁組の成立状況は、年度間の増減はややあるものの、年間 10 件前後で推移しています。（表 18）

また、現在、県内に愛媛県が許可している民間あっせん機関はありませんが、本県の養子縁組里親世帯数は年々増加しており（令和 5 年度末現在で 129 世帯）、県外の民間あっせん機関へ養親候補の選定等について協力依頼が必要な状況にはありません。ただし、県外の児童相談所や民間あっせん機関から、養親候補の選定等について協力依頼があった場合は協力して対応します。

今後、特別養子縁組をより一層推進するため、児童相談所における適切なケースマネジメントを徹底し、特別養子縁組の検討対象となったこどもについて、実親の不同意や行方不明などの縁組阻害要因がある場合には、弁護士等の助言を得ながら法的な課題解決に取り組みます。この際、養親候補となる里親選定については、里親支援センターとも緊密に連携してこどもの状況に応じた最適なマッチングに努めます。

加えて、特別養子縁組制度の周知・啓発を図るとともに、里親支援センターや乳児院、妊産婦等生活援助事業所、医療機関等において、支援対象者（実親）の状況や意向に応じて、特別養子縁組に関する情報提供を行い、児童相談所と連携した相談支援を行う体制を強化します。

表 18 特別養子縁組成立件数【再掲】 (単位:人)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
成立件数	11	3	4	5	8

<児童相談所が関与する特別養子縁組の成立件数の見込み>

項目	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所が関与した成立件数	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件

前計画と同様に目標値を設定せず、見込み数として直近 5 年間の平均値を計上。

<民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数の見込み>

- ・ 児童相談所における特別養子縁組の検討対象となったこどもの養親候補については、本県の養子縁組里親の中から選定可能と見込まれることから目標値は設定しません。なお、これまで児童相談所において県外の民間あっせん機関に協力を求めた事例はありません。

<特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数の年次計画>

項目	R 7	R 8	R 9	R10	R11
受講した児童相談所職員数	3人	3人	3人	3人	3人

各児童相談所の里親養育支援児童福祉司等の里親支援に関わる職員（各1名）が外部研修（民間あっせん機関職員研修等）を受講することを想定。

評価のための指標

通番	指 標
26	児童相談所が関与した特別養子縁組の成立件数
27	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数【目標値設定なし】
28	児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
29	児童相談所及び里親支援センター等における特別養子縁組又は普通養子縁組に関する相談支援件数（養子・養親・父母その他養子縁組に関する者からの養子縁組成立前から成立後を含めた全ての相談支援件数）
30	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
31	民間あっせん機関に対する支援及び連携の有無 注）県内に民間あっせん機関はないため、県外の機関との連携に限る。